

記載例2 代理人が申請する場合

手続の流れ

「登記されていないことの証明申請書」

(後見登記等ファイル用)

		1 千葉地方 法務局 令和3年3月1日申請	
請求される方 (請求権者)	2 住所	千葉市中央区中央港一丁目11番3号	
	(フリガナ)	ジンケン マモル	
代理人 (上記の方から頼まれた方)	3 住所	佐倉市表町一丁目20番地11	
	(フリガナ)	ホウム タロウ	
返送先	住所		
宛先	宛先		
添付書類	4 <input checked="" type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本等親族関係を証する書面 <input type="checkbox"/> 法人の代表者の資格を証する書面	収入印紙 1通につき300円	
証明事項	5 <input checked="" type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人とする記録がない。 <input type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない。 <input type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。 <input type="checkbox"/> その他()とする記録がない。		
請求通数	6 1 通	証明を受ける方の氏名のフリガナ	7 ジンケン マモル

◎証明を受ける方

8 ①氏名	人権 守	
②生年月日	明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> または 西暦 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日	
③住所	都道府県名	千葉県
	市区郡町村名	千葉市中央区
	丁目 大字 地番	
	中央港一丁目11番3号	
③本籍	都道府県名	千葉県
	市区郡町村名	柏市
	丁目 大字 地番 (外国人は国籍を記入)	
<input type="checkbox"/> 国籍	柏六丁目10番地25	

- 1 ① から ⑧ までの枠内を記載してください。
- 2 申請書と委任状を3階1番窓口へ提出してください。併せて、代理人の本人確認資料（運転免許証・保険証など）を提示願います。
- 3 2階の窓口で手数料分の収入印紙を購入し、3階1番窓口の近くでお待ちください。
- 4 お名前を呼ばれましたら、申請書に収入印紙を貼ってください。
- 5 証明書を受け取りますと、手続は終了です。

5 証明事項のチェック箇所（参考）

- 成年被後見人、被保佐人とする記録がない
- 成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない
- 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見人の本人とする記録がない

建設業
宅地建物取引業
産業廃棄物処理業

各種入札関係
たばこ小売販売業

・後見・保佐・補助開始の審判申立
・保護者選任の申立

上記以外の業種又は手続等については、提出先の官公署等にお問い合わせ下さい。

8 「証明を受ける方」欄の記載について

- 1 この枠の部分がそのまま証明書に複写されますので、**字画をはっきりと記入願います。**
- 2 本籍の記載の要否は、提出先で判断することになります。記載の要否が分からないときは、本籍を記載することをお勧めします。
(参考：後見・保佐・補助開始の審判の申立に使用する場合は、本籍の記載が必要です。)
- 3 法務局では、記載内容の調査までは行っていません。そのため、**提出する前に、記載内容に誤りが無いことを再度確認願います。**